

「かながわDV防止・被害者支援プラン」改定素案に関する意見募集の結果

○意見募集期間 平成30年12月21日（金曜日）～平成31年1月21日（月曜日）

○提出された意見の概要

- ・意見提出件数 131件
- ・意見提出者数 個人57名・団体3団体
- ・意見別の内訳（詳細は別紙参照）

意見の内容	件数
1 重点目標Ⅰ「暴力の未然防止」に関する意見	46
① 意識啓発に関すること	(30)
② DV予防対策に関すること	(4)
③ 加害行為の抑止に関すること	(12)
2 重点目標Ⅱ「安心して相談できる体制の整備」に関する意見	21
① 相談全般に関すること	(10)
② 男性相談に関すること	(5)
③ 窓口の利用促進に関すること	(6)
3 重点目標Ⅲ「安全が守られる保護体制の整備」に関する意見	16
① 一時保護に関すること	(8)
② 同伴児童に関すること	(7)
③ 保護命令に関すること	(1)
4 重点目標Ⅳ「自立支援の促進」に関する意見	6
① 自立支援全般に関すること	(1)
② 住まいの支援に関すること	(1)
③ 中長期施設への支援に関すること	(1)
④ メンタルケアへの支援に関すること	(2)
⑤ 女性保護施設に関すること	(1)
5 重点目標Ⅴ「市町村、民間団体及び関係機関との連携等」に関する意見	14
① 関係機関との連携全般に関すること	(6)
② 職員の資質向上に関すること	(4)
③ 調査研究や国への要望・苦情処理に関すること	(4)
6 計画全体に関する意見	23
① プラン全般に関すること	(16)
② プランの用語の定義に関すること	(5)
③ プランの数値目標に関すること	(2)
7 その他	5
(DVの原因、DV防止法・DV統計、行政の役割、DV支援措置)	(5)
合計	131

○意見の反映状況 ※調整中

意見の反映状況	件数
A プラン(改定案)に反映しました。(ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。)	92
B プラン(改定案)には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	4
C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	20
D プラン(改定案)に反映できません。	10
E その他	1
※反映区分 調整中	4
合計	131

(うち改定案に反映8)

「かながわDV防止・被害者支援プラン」改定素案に関する県民意見及び意見に対する県の考え方

【内容区分】

- 1 重点目標Ⅰ「暴力の未然防止」に関するもの
- 2 重点目標Ⅱ「安心して相談できる体制の整備」に関するもの
- 3 重点目標Ⅲ「安全が守られる保護体制の整備」に関するもの
- 4 重点目標Ⅳ「自立支援の促進」に関するもの
- 5 重点目標Ⅴ「市町村、民間団体及び関係機関との連携等」に関するもの
- 6 計画全体に関するもの
- 7 その他

【反映区分】

- A プラン（改定案）に反映しました。（ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）
- B プラン（改定案）には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。
- C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
- D プラン（改定案）に反映できません。
- E その他

意見 No.	重点目標区分	内容区分（※）	意見要旨	※調整中			
				反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
1	1	①意識啓発	DVに関する啓発方法としてはリーフレットを手取ることは周囲を気にして取りにくいのではないかと。また配下場所が限られており、効果的な啓発方法と言えないのではないかと。冊子よりもインターネット等を活用した啓発活動にシフトするべきである。同様のことが市町村でもいえると思う。相談窓口の周知を100%とする目標であれば、現在のやり方では到達は困難であると思う。今後の情報社会の流れを汲み、啓発活動の充実を期待したい。	A	啓発資料については、ご意見の趣旨を踏まえながら、インターネットなども活用しながら、効果的な方法による周知啓発に取り組みます。	25	
2	1	①意識啓発	DV被害者を救済することだけでなく、被害を未然に防ぐといった視点は絶対に必要だと思います。	A	被害を未然に防ぐための意識啓発や早期発見に向けた医療機関との連携などに取り組みんでいます。	26	
3	1	①意識啓発	DVを大本からなくしていくためには、県民全体への啓発が重要なので、県で作成している啓発資料をPRして暴力防止を浸透させていくのがよいと思います。	A	認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した啓発冊子を作成し県内大学等に広く配布したり、DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成・配布するなど、啓発を強化します。	25	
4	1	①意識啓発	よく考えられたプランだと思います。特に、未然防止という考え方はとても大事だと思いますし、巻き込まれてしまうことに対しては、しっかり守って大人になってからの影響まで考えたケアがあると良いと思います。そのためには、プランで県が取り組むだけでなく、多くの人が、ひとごとと思わず、一部の人のことと思わずに認識を深めることが必要ではないでしょうか。	A	認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した啓発冊子を作成し県内大学等に広く配布したり、DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成・配布するなど、啓発を強化します。	25	
5	1	①意識啓発	啓発活動は冊子だけでなく、インターネットを積極的に活用することで、若い世代にもアピールできると考えられます。	A	啓発資料については、ご意見の趣旨を踏まえながら、インターネットなども活用しながら、効果的な方法による周知啓発に取り組みます。	25	
6	1	①意識啓発	DV防止啓発活動はいろいろとありますが、これらを知るべき人にまだまだ届いていないのではないかと感じましたので意見を送ります。 1. ポスターやチラシは役所や図書館などで見かけることが多いです。もっと一般市民に届きやすい商業施設などで掲示や配架はできないものでしょうか。 2. 昨年の週末の夜に、新宿駅前の大型掲示板（アルタ前）で、DV防止啓発メッセージを見ました。横断歩道の信号待ちのタイミングであり、繁華街に向かう多くの若者の目にとまった様子でした。神奈川でも横浜や川崎などで同様の取り組みがあれば効果的ではないかと感じました。 3. 高齢夫婦では、世代的なものもありごく普通に精神的・身体的暴力が続いていることもあるようです。また、男性が退職した後や、認知症が疑われるような場合に、初めて暴力が発生するケースもあるかと思えます。しかし、高齢世代ではこれらを「DV」とは認識しない人が多いです。そこで、高齢者限定で高齢男女に届きやすいDV啓発メッセージが出されるとよいように思いました。以上です、よろしく願います。	A	啓発活動については、ご意見の趣旨を踏まえながら、対象者の年代も踏まえながら、より効果的な方法による周知啓発に取り組みます。	25	
7	1	①意識啓発	県の調査でDVを暴力と認識している人が少ないことに驚きます。この数字を上げることがDV対策の第一歩になるので、県には頑張ってください。	A	認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した啓発冊子を作成し県内大学等に広く配布したり、DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成・配布するなど、啓発を強化します。	25	
8	1	①意識啓発	女性支援の強化 女性への暴力の根っこには女性差別があります。このプランが本当に生かせる運用になるためには、職員の意識の向上と共に広くジェンダーの視点での啓発活動は欠かせません。	A	本プラン及び「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」に基づき、暴力は決して許されないことや、女性と男性がお互いを尊重することの大切さについて、啓発に取り組みます。	25	
9	1	①意識啓発	デートDVの問題などを勉強していくことで若い人たちにDVについての理解を深め、若いうちから意識をしておいてもらいたい。将来結婚した時によく考えて行動できる大人になってほしい。	A	中高生向けデートDV啓発資料の作成・配布やデートDV防止啓発講座、教職員向け人権研修の実施など、デートDVに関する啓発を強化します。	25	

意見 No.	重点目標区分	内容区分(※)	意見要旨	反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
10	1	①意識啓発	もっともっと啓蒙して、DV防止するべきだと思います。多くの被害者が自分が悪いからとか、自分がしっかりしていないからと勘違いしています。	A	DVに対する理解を深めるための冊子作成による周知啓発や、DV発生を未然防止するための啓発冊子の作成やトレーニング・セミナーの実施などによる予防対策を進めるなど、啓発活動を強化します。	25 26	
11	1	①意識啓発	DVは決して許されるものではありませんが、DVの原因はDVを受ける側にあるかもしれません。例えばDVを受ける側が言葉によるハラスメントをDVする側に行き、それを聞いてカッとなってしまうことがあるかもしれません。今後男女共同参画が進み、より家事などを共に行う場合などは、家事の出来栄などについてそうしたケースが多発するかもしれません。両者とも相手を思いやるコミュニケーション能力を高めるような施策をお願いいたします。	A	いかなる場合であっても暴力は絶対に許されないことや、お互いを大切にしようとする意識を醸成するため、DVについて理解を深めるための啓発活動を行うとともに、DVの発生自体を予防するための対策に取り組みます。	25 26	
12	1	①意識啓発	DV防止について、きちんとした形で支援プランが策定されようとしていることに賛同をします。特にDVの未然防止を教育の面からも強化する方向性は今までにはないものと思います。また具体的な数値目標を示したこともよいと思います。	A	学校における人権教育や、デートDVに関する啓発など、若年層への意識啓発等の啓発活動に取り組みます。また、実効性のあるプランとするため、施策の取組の成果としての数値目標の達成をめざします。	25	
13	1	①意識啓発	神奈川県の一時的保護件数の減少は、早い段階で相談につながり問題解決に結びついて保護に至らずに済んだ場合もあるからとありますが、相談にあたっては実感として、被害者の精神状態がより悪くなっている感があります。精神的暴力の与えるダメージは大きいですが、被害者当事者に認知されにくく(コントロールの仕方が巧妙で陰湿)、相談につながったときには、被害者の精神状態が悪く、一時保護の選択肢はない。早い段階で、相談につながるためには、公衆衛生としてDVの知識が広がってほしいと思います。	A	DVに対する理解を深めるための冊子作成による周知啓発や、DV発生を未然防止するための啓発冊子の作成やトレーニング・セミナーの実施などによる予防対策を進めるなど、啓発活動を強化します。	25 26	
14	1	①意識啓発	暴力の未然防止 幼児教育から教えてほしいと思います。	C	啓発資料の配布や啓発講座の開催により、若い世代への意識啓発に取り組んでいます。幼児教育についてのご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	25	
15	1	①意識啓発	まだまだご自身が被害者と気づいていない方もいらっしゃるのので、DV被害のことも周知が必要と考えます。	A	心理面での暴力、いわゆる「精神的暴力」に対する理解を深めるため、相談事例を収集・分析した啓発冊子を作成し、県内大学等に広く配布するなど、啓発を強化します。	25	
16	1	①意識啓発	家庭の人間関係を調整する支援や、暴力の被害者、加害者が具体的にどのようなしたら暴力がなくなるのかといった根本的な部分について、ほんの少しでもいいので、歩みを進めて支援を提示して欲しいと思います。	A	いかなる場合であっても暴力は絶対に許されないことや、お互いを大切にしようとする意識を醸成するため、DVについて理解を深めるための啓発活動を行うとともに、DVの発生自体を予防するための対策に取り組みます。	25 26	
17	1	①意識啓発	秋田県で実施していると、ニュースで聞いたことがありますが、産婦人科医が、高校で、デートDVと性教育をセットにして、講演会を行い、女子高生の妊娠率が低下したとのこと。産婦人科医だけでなく、女性相談員が「暴力の未然防止」に一翼を担いたい、というのが理想であるし、私自身やってみたく活動です。神奈川県も早期教育に力を入れてもらいたいと思います。	A	啓発資料の配布や啓発講座の開催により、若い世代への意識啓発に取り組んでいます。	25	
18	1	①意識啓発	DVは身体暴力のみを指すと思っている県民がまだ多い現状です。言葉の暴力、パワハラ、精神的な嫌がらせもDVであることを一層理解してもらうための広報を望みます。	A	DVに対する理解を深めるための冊子作成による周知啓発や、DV発生を未然防止するための啓発冊子の作成やトレーニング・セミナーの実施などによる予防対策を進めるなど、啓発活動を強化します。	25 26	
19	1	①意識啓発	P3・1「DVに対する意識の状況」の6行目に、「意識から変えていくべき身近な問題」とあるが、意識を変える必要性を分かりやすく記載してほしい。DV被害経験者の増加の直後に書いてあるので、DV被害の増加原因は意識の問題とも読めるが、そういった理解でよいのか。誰の意識をどのように変えていくべきなのか明確に記載し、それに向けて施策を行うべきではと思う。	A	性別によって役割を固定的に分ける考え方である「固定的性別役割分担意識」の影響により、男性が女性より総じて暴力行為に対する認識が低いことや、女性が経済的・社会的自立の困難さから暴力を我慢する場面があることを記載し、DVは県民の意識から変えていくべき課題であると、プラン改定案に反映しました。	3	○ (3, 4)
20	1	①意識啓発	(P22～)計画の内容 2重点目標のIに暴力の未然防止をあげたことに期待します。 (P25～)県民への啓発活動の充実・強化として「男性向けDV防止・啓発講座」などの実施が記載。自助グループやミーティングの開催を希望します。	A	男性向けDV防止啓発講座の内容にあたっては、ご意見の趣旨を踏まえながら取り組みます。	25	

意見 No.	重点目標区分	内容区分(※)	意見要旨	反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
21	1	①意識啓発	DV啓発は、幼少期よりジェンダー観についての教育が必要である事を痛感する。まずは幼児期からのジェンダー教育を行うこと。	A	本プラン及び「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」は、人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶をめざして施策に取り組んでいます。	2	
22	1	①意識啓発	デートDVに関する啓発 高校は県の所管、全ての高校生がデートDV防止の啓発講座を受講することで、暴力ではなく、相互に尊重しあう関係を学んで欲しい。（例えば、毎年高2は必ず受講する。）		(事業課へ照会予定)	25	
23	1	①意識啓発	教職員研修 日常的に接している教職員のデートDV防止の理解を深め、同時に被害者の初期相談に対応できるように。		(事業課へ照会予定)	25	
24	1	①意識啓発	学校教育における啓発は中・高校生に対しては必須としての取組みを強化することで、デートDV等から発生を防ぐことが必要と考えます。	A	中学生・高校生向け啓発資料や講座の実施など、デートDVに関する啓発を行います。	25	
25	1	①意識啓発	スポーツ等、部活での暴力問題が話題になってきたが、どんな場合であっても(相手の間ちがいを正すために必要)、暴力はまちがいである事を徹底してほしい。	A	いかなる場合であっても暴力は絶対に許されないことや、お互いを大切にしよう人権尊重の意識を醸成するため、DVについて理解を深めるための啓発活動を行うとともに、DVの発生自体を予防するための対策に取り組めます。	25 26	
26	1	①意識啓発	女性への暴力は女性差別が根底にあること、DV防止法の脆弱性(本人の意志による)などをふまえ、啓発や子どもの安全確保に力を入れてほしい。	A	本プラン及び「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」に基づき、暴力は決して許されないことや、女性と男性がお互いを尊重することの大切さについて、啓発に取り組めます。	全体	
27	1	①意識啓発	加害者を生み出さないためには、若い世代への意識啓発などにも積極的に取り組んでいただきたいです。	A	啓発資料の配布や啓発講座の開催により、若い世代への意識啓発に取り組んでいます。	25	
28	1	①意識啓発	DVの対策には大人の男女の暴力を防ぐだけでなく、子供の時から男女の暴力をなくしていく政策が必要だと思えます。最近の学校では、付き合っている生徒同士で暴力があったり相手の嫌がっていることがわからないでトラブルになることもあるようです。県にはそういった状況を改めていく取組みを期待します。	A	啓発資料の配布や啓発講座の開催により、若い世代への意識啓発に取り組んでいます。	25	
29	1	①意識啓発	配偶者間の暴力は、以前は殴るなどといった形の暴力が目目されたが、最近では、相手の傷つく言葉をわざと使うなど、心理面での暴力も注目されている(セクハラやパワハラと同様)ため、県でも心理面での暴力への対応を強化する具体的な取組みについて検討するべきではないか。	A	心理面での暴力、いわゆる「精神的暴力」に対する理解を深めるため、相談事例を収集・分析した啓発冊子を作成し、県内大学等に広く配布するなど、啓発を強化します。	25	
30	1	①意識啓発	意識啓発として、冊子の配布を行うだけでなくWEBで、DVについての基礎知識やQ&Aなどをまとめたサイトを作ることも効果的ではないか。	A	啓発資料については、ご意見の趣旨を踏まえながら、インターネットなども活用しながら、効果的な方法による周知啓発に取り組めます。	25	
31	1	②予防対策	暴力をふるう夫が逮捕されても、しばらくすると釈放され、更生しないまま元の家に帰ることができてしまうため、妻は家を出なければ暴力夫から解放されないという問題があります。加害者の対応は警察では限界があり、加害者を減らすための方法を行政が模索していくべきと考えます。	A	加害者を減らすため、啓発冊子の作成・配布や、トレーニング・セミナーの実施などによるDV予防対策を強化します。	26	
32	1	②予防対策	できれば加害者の相談窓口だけでなく加害者の気づきのプログラムの確立もあってほしい。	A	加害者を減らすため、啓発冊子の作成・配布や、トレーニング・セミナーの実施などによるDV予防対策を強化します。	26	
33	1	②予防対策	「起こらないようにする」取組みが今後充実してゆくことを希望します。	A	加害者を減らすため、啓発冊子の作成・配布や、トレーニング・セミナーの実施などによるDV予防対策を強化します。	26	
34	1	②予防対策	(P26～)②DV予防対策の強化の事業概要の中で、啓発冊子を作成・周知云々とあるが、どのような場所、窓口に配布予定か。加害者には是非活用していただきたい。	A	ご意見の趣旨を踏まえて、より効果的な場所や窓口に配布します。	26	

意見 No.	重点目標区分	内容区分(※)	意見要旨	反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
35	1	③加害行為抑止	加害者対応に関して、国が大きな指針を出していない中、対応策を出していくことは難しいかと思うが、もう少し加害者への対応方法の記述がほしい。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、重点目標 I の主要施策「加害行為の抑止」に、他の地方公共団体及び民間団体における取組み状況等の把握を位置付け、プラン改定案に反映しました。	26	○ (26、39)
36	1	③加害行為抑止	加害者暴力の抑制や更生について、民間やNPOで行っている加害者プログラムである程度の効果があるものについて、行政で取り入れることが出来ないか。効果が出るのがもちろん最善だが、更生が難しいと理解し加害者から離れることが未然防止に繋がる。	C	加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組み状況等の把握に努めていますが、加害者更生プログラムについては、様々な意見や課題もある中、今後も国の調査研究結果等を踏まえながら、行政としての取組みについて検討してまいります。	26	
37	1	③加害行為抑止	加害者支援プランには、全く触れられていません。手元にある資料（内閣府監修？）には、「加害者支援は被害者支援の一環」と記されています。児童虐待もそうですが、「暴力」についてきちんと向き合うプログラムがないと、きりが無いのだと思います。相談員がやるべきだとは全く思いませんが、そろそろ考えていかなくてはいけないのではないかと思います。1～2年かけてでも、プログラム化と、どういふところがやるのかをプロジェクトチームでも作ってやろうとしなければいけないのではないかと思います。この資料では、結局被害者支援プログラムを行っていたところが、行っているように見えますが。	C	加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組み状況等の把握に努めていますが、加害者更生プログラムについては、様々な意見や課題もある中、今後も国の調査研究結果等を踏まえながら、行政としての取組みについて検討してまいります。	26	
38	1	③加害行為抑止	加害行為の抑止にもっと積極的なアプローチができないだろうか。DV加害者は自身が加害者という認識がない場合が多いと思われる。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、重点目標 I の主要施策「加害行為の抑止」に、他の地方公共団体及び民間団体における取組み状況等の把握を位置付け、プラン改定案に反映しました。	26	○ (26、39)
39	1	③加害行為抑止	加害者暴力防止更生プログラムを、義務として実施させる。	C	加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組み状況等の把握に努めていますが、加害者更生プログラムについては、様々な意見や課題もある中、今後も国の調査研究結果等を踏まえながら、行政としての取組みについて検討してまいります。	26	
40	1	③加害行為抑止	被害者の救援はもちろんです、加害者への対応に力を注ぐことはとても重要かと感じます。加害者がいなくなれば、被害者も出ない。法整備など積極的に進めて頂けたらと思います。	A	加害行為の抑止として、DVに悩む男性のための相談や、加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について国へ要望しています。	26	
41	1	③加害行為抑止	1、県として加害者の電話による相談窓口だけでなく、加害者更生プログラムの取り組みの実施を強く望みます。 2、性的少数者が相談できる専門窓口の設置を望みます。 3、国に対して、県として以上の2点を強く要請していくことを望みます。	C	加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組み状況等の把握に努めていますが、加害者更生プログラムについては、様々な意見や課題もある中、今後も国の調査研究結果等を踏まえながら、行政としての取組みについて検討してまいります。また、性的少数者の専門窓口の設置についての国への要望については、今後の取組みの参考とします。	26	
42	1	③加害行為抑止	加害者プログラムを充実させることが、第2の被害を生まない方法の一つと考える。	C	加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組み状況等の把握に努めていますが、加害者更生プログラムについては、様々な意見や課題もある中、今後も国の調査研究結果等を踏まえながら、行政としての取組みについて検討してまいります。	26	
43	1	③加害行為抑止	加害者に対するペナルティー制度確立の必要性を強く感じる。例えば一定期間福祉ボランティアに従事しながら更生プログラムを受ける等を法制上の規定として定める。はっきりとしたペナルティーを設けることで、現状の被害者が逃げて身を隠すしかない状況の変化に少しでも繋がるのではないか。	C	加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組み状況等の把握に努めていますが、加害者更生プログラムについては、様々な意見や課題もある中、今後も国の調査研究結果等を踏まえながら、行政としての取組みについて検討してまいります。	26	

意見 No.	重点目標区分	内容区分(※)	意見要旨	反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
44	1	③加害行為抑止	被害者である方が、全てを失って逃げなければいけないというDVの持つ不条理の構造に対し、加害者に対する方策などが今後必要になってくると思う。	A	加害行為の抑止として、DVに悩む男性のための相談や、加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について国へ要望しています。	26	
45	1	③加害行為抑止	DVに悩む男性のための相談実施 加害者更生プログラムの実施	C	加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組み状況等の把握に努めていますが、加害者更生プログラムについては、様々な意見や課題もある中、今後も国の調査研究結果等を踏まえながら、行政としての取組みについて検討してまいります。	26	
46	2	①相談	被害に直接合わなくても、近所から悲鳴が聞こえる、体にあざがある、このごろ見かけなくなったなど、第三者でも相談支援センターを活用できるような仕組みがあるとよいと思う。被害者が声をあげづらいついとき、周りの誰かが手を差し伸べるようなことがあってもよいと思う	A	医療機関等と連携してDV被害者の早期発見に努めるなど、相談窓口や通報制度の周知に取り組みます。	26	
47	2	①相談	LGBTの人にもパートナーからDVを受けている人がいます。だれもが相談したり、支援を受けられるよう配慮してほしいです。	A	かながわ男女共同参画センターが実施するDV相談は、同性間の相談をお受けしています。また、県では、DV防止・被害者支援にあたっては、外国人や障がい者、高齢者、性的少数者の方等に適切な対応をするよう配慮します。	27	
48	2	①相談	JKビジネスなどは人権じゅうりんの最たるものと考えます。民間団体と積極的にタッグを組んで被害者が利用しやすい制度を実現してほしいと思います。今の法律では利用客（主に男性）は未成年の子に手を出しても基本罰を受けずに済んでいるので、利用した場合、重い罰則規定を設けて逃げられないようにしてほしい。	A	SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討します。なお、いわゆる「JKビジネス」問題等に対して、「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」に基づき取り組んでいます。	28	
49	2	①相談	高齢・障がいなどで経済的自立が難しく、自己肯定感が低くなっていると、我慢しなければと思う、DVを受けても不当だと思えない方が多いように感じていますので、「施策の方向2」の視点はとてすばらしいと思います。	A	相談にあたっては、高齢者が障がい者など、DVが潜在化しやすい方に対して、本人の意向等や障がい等を確認しながら、適切な対応に配慮します。	28	
50	2	①相談	大きな変更はない様です。いつ起きるか分からないDVですので、24時間対応ができる窓口があると安心できると思っていました。電話やネットでの対応もできるようになってきているので良い事だと考えます。	C	県では、年末年始を除く9時から21時までの相談を実施しており、現時点では24時間対応やネットでの相談は実施していませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	28	
51	2	①相談	取組み応援しています。警察の24時間365日の専門相談窓口があったらいいなと思います。		(事業課へ照会予定)	28	
52	2	①相談	ネットでのDV相談窓口開設を希望しています。	C	県では、年末年始を除く9時から21時までの相談を実施しており、現時点では24時間対応やネットでの相談は実施していませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	28	
53	2	①相談	SNSを使用する際のDV啓発は時勢に即した手法と思う。その使い方を具体的に示して欲しい。	A	SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について、具体的内容を含めて、次期プランの計画期間において検討します。	28	
54	2	①相談	「相談窓口」における相談者の安全だけでなく、市役所のあらゆる部署(住民票以外の国保、税務、保育等)で情報共有を徹底するマニュアルを作成し、研修等を行い、決して情報流出のない体制を。	A	情報流出を防止する体制の確立に向け、プラン改定案に反映しました。	28	○ (28)
55	2	①相談	相談者の安全確保 一時保護にかかわる部署だけでなく、市役所のすべての部署で危険性を共有する研修の実施	A	情報流出を防止する体制の確立に向け、プラン改定案に反映しました。	28	○ (28)
56	2	②男性相談	県の施策は女性への支援に偏っていると感じる。男性であってもDVを受けている人はいるし、今の世相では被害にあったことを言いたくだけで、これから被害を訴える男性はもっと増えていくはずである。県では男性のための相談窓口を設置しているが、市町村ではほとんど設置されていない。誰もが安心して相談できるようにしてほしい。	A	県・市町村の会議等を通じて、男性相談窓口の設置等を含めた被害者支援について働きかけています。	36	

意見 No.	重点目標区分	内容区分(※)	意見要旨	反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
57	2	②男性相談	男性であっても必要な場合は保護を受けられるようにしていただきたい。	D	現時点では、DV被害男性のための県の一時保護施設の設置は検討していません。ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	36	
58	2	②男性相談	【DV被害者の多くは女性】 男性被害者が訴えにくいので表現として要検討	A	プランに基づき男性被害者相談を実施するなど、男女を問わずDVの根絶に向けて取り組んでいます。なお、ご指摘の部分は、2017年に検挙されたDV被害のうち、女性の被害者が9割を超えているとの国統計に基づき記載していません。	4	
59	2	②男性相談	男性のための相談があるのは神奈川県の良いところだと思うので、今後も続けていってほしいと思います。	A	かながわ男女共同参画センターでは、男性被害者相談及びDVに悩む男性のための相談に取り組んでいます。	28	
60	2	②男性相談	加害者暴力防止更生プログラム これは現在男性中心であるが現実には女性のニーズもあるので男女窓口を作ってほしい。	A	かながわ男女共同参画センターでは、男性被害者相談及びDVに悩む男性のための相談に取り組んでいます。	28	
61	2	③窓口周知	県のDV相談件数はやや減少傾向にあるようですが、DVを受けていると気がついていなかったり、相談すると夫からさらにDVを受けるのが恐ろしく、相談できていない人が少なくないのではないのでしょうか。家庭での暴力について相談しようという人がまだ増えていないように思います。	A	DVに悩む人が早期に相談することができるよう、相談窓口のより一層の周知に努めます。	28	
62	2	③窓口周知	相談窓口として電話・対面以外の手段(SNS)を設けられることで若年者だけでなく、加害者と同居して通話の声を聞かれない、外出が難しい(精神的に不安定で遠出が難しい方も含め)というような幅広い方の支援のきっかけになると考えるため、他の施策とあわせ是非がんばって頂きたいと思います。	A	今後さらなる県民への相談窓口の周知と利用促進をめざし、SNSを活用した相談などについて検討を行います。	28	
63	2	③窓口周知	重点目標Ⅱ「安心して相談できる体制の整備」 地域の民生委員・児童委員等への相談窓口の周知および利用促進を、地域で格差が生じないように研修の充実を求める。	A	相談窓口リーフレットの配布等により周知に努めるとともに、講座の開催等研修の充実については今後の取組みの参考といたします。	28	
64	2	③窓口周知	重点目標Ⅱ「安心して相談できる体制の整備」 若年者が利用しやすいSNSでの相談環境を早急に実施を求める。	A	SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討します。	28	
65	2	③窓口周知	若い女性達の相談や支援制度が不十分に思う。	A	SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討します。	28	
66	2	③窓口周知	相談先があること、泣き寝入りしなくてもよいことを女性に周知する施策を期待します。	A	DVに悩む人が早期に相談することができるよう、相談窓口のより一層の周知に努めます。	28	
67	3	①一時保護	【女性相談所】 施設と連携できる医療機関の開拓を望む。	C	女性相談所では、近隣の医療機関と連携しながら被害者の支援を行っていますが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	29	
68	3	①一時保護	携帯電話の所持や外出の制限で保護に結びつかない多くの被害者が存在すると思われる。売春防止法の保護とDVの保護を別施設で行うことが出来ないか。	C	安全を最優先するため通信制限が必要なDV被害者と、それ以外の被害者とを別施設で一時保護するにはハード・ソフト面ともに課題があり、現状では実施出来ませんが、売春防止法の抜本的な改正や女性保護に関する新たな法整備について国へ要望しているほか、必要以上に被害者の利便を制限することがないような環境づくりについて国の動向等を注視しながら検討します。ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	30 39	
69	3	①一時保護	DV被害者が一時保護の意思を固めるには時間を要します。(気持ち的には一時保護を求めたいが子ども達のことを考えると出られないなどの現実)一時保護前のきめ細かなサポート(相談体制)について触れてほしい。	A	被害者の緊張や不安を緩和し、安心して援助を受けられることができるためのきめ細かな相談・支援体制に取り組んでいますので、プラン改定案に反映しました。	29	○ (29)

意見 No.	重点目標区分	内容区分(※)	意見要旨	反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
70	3	①一時保護	DV法での一時保護期間(14日間)を他県のように緩やかな(他県1カ月のところ有)期間にいただきたい。	D	一時保護期間に関しては、一律14日間とせず、女性相談所では、次の自立の段階の見極めをしてDV防止法による保護を切り替えています。自立支援の段階では、生活保護等を利用した中期的支援へ展開することが被害者のために望ましいと考えます。	29	
71	3	①一時保護	被害者が今までの生活を捨てて避難しなければならないのは、あまりにも負担が大きい。法整備をして加害者を退去させ、被害者を守る必要がある。	A	警察は、被害者の状況に応じ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなどの措置を講じています。	30	
72	3	①一時保護	(P30)被害者の安全の確保と配慮(4)一時保護における安全の確保に「医療の安全確保」を希望。一時保護に必要な医療が受けられるよう、県と医療機関が提携するなど、整備をお願いしたい。	A	女性相談所では、近隣の医療機関と連携しながら被害者の支援を行っています。	30	
73	3	①一時保護	性的少数者への配慮 性的少数者でDV被害を受けた人の一時保護施設を具体的に検討すること。	C	性的少数者でDV被害を受けた方に対しては、本人の意向等を確認しながら適切な対応をするよう配慮していますが、具体的な一時保護施設の検討については、今後の取組みの参考といたします。	31	
74	3	①一時保護	性的少数者への配慮 性的少数者のための一時保護施設の検討	C	性的少数者でDV被害を受けた方に対しては、本人の意向等を確認しながら適切な対応をするよう配慮していますが、具体的な一時保護施設の検討については、今後の取組みの参考といたします。	31	
75	3	②同伴児童	DVは暴力を受けた妻や夫だけではなく、二人の間の子供の人生にも悪い影響を残してしまうので、被害者を支援したり保護したりするだけでなく子供のことを第一に考えた対策にしてほしい。	A	児童相談所等と連携しながら、同伴児童など子どもに対する支援に取り組んでいます。	30	
76	3	②同伴児童	【児童虐待防止法に関する法律】 面前DVが子の心理的虐待に当たる、とされている。[支援計画の内容(3)]でも、未然防止に向けた意識啓発、面前DVについて理解を深める、と記載されているにも関わらず、面会交流の係争では加害親に面会をさせていく結果が増えている矛盾がある。精査していく必要がある	C	2012年の民法766条の改正後、面会交流の取り決めが子の福祉の観点から行われるようになっていますが、DVの影響がある子の面会交流については禁止や間接交流による制限が行われるようにとの研究結果なども注視しながら、DVが子どもに与える影響について啓発を行います。ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	25 26	
77	3	②同伴児童	【女性相談所の保育士による預かり保育】 十分に実施されているとは思えないので早急に整備を望む。	C	女性相談所では、平日について、保育士による日中保育や預かり保育を実施していますが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	30	
78	3	②同伴児童	面前DVについての理解を深める啓発について、家庭に介入出来る警察や児童相談所、市町村児童虐待関係職員に対して、今以上に子への影響について理解を深めてもらい、家族の理解を深めることや女性相談員との連携強化が出来ないか。	A	児童相談所等と連携しながら、同伴児童など子どもに対する支援に取り組んでいます。	26	
79	3	②同伴児童	面前DVなどで傷ついた子どもたちのケア体制を整えるべきだと思います。 先日講演会で、DVと虐待は家族間暴力という同じ根っこなのだと教わりました。暴力を受けた人の症状が出るまでにはタイムラグがあるそうです。不登校や不眠など、その症状の原因になっているものまで踏み込んで対応してもらえる態勢が必要ではないでしょうか。	A	同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	30	
80	3	②同伴児童	子どもは年代(乳幼児期、学童期、ハイティーンなど)によってケアやサポート方法が変わるのでその段階に応じて職員が適切に動けるようになれるといいと思います。	A	教育指導員を配置し、より適切な学習の機会を提供するなど、同伴児童個々の状況に応じた支援を行います。	30	
81	3	②同伴児童	大きな変更点はないようですが、子どもに対する配慮についてはこれからもお願いしたいと思います。	A	児童相談所等と連携しながら、同伴児童など子どもに対する支援に取り組んでいます。	30	
82	3	③保護命令	【保護命令の認知度】 高いとは言えない。被害届同様、警察が積極的に案内することは難しいか？		(事業課へ照会予定)	31	

意見 No.	重点目標区分	内容区分(※)	意見要旨	反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
83	4	①自立支援	【証明書の発行】 自治体で基準がマチマチ。ある程度の指標があるといい。	C	県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターが発行している証明書については、各センターの判断により実施しています。ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	32	
84	4	②住まい	特に充実かつ迅速に有効な方法を確立、強化し、被害者によりその内容を望む項目を挙げます。 重点目標Ⅳ（自立支援の促進）－施策の方向4（自立した生活に向けた切れ目のない支援） 特に住まいの確保は最優先の項目です。公共の安全な住宅の確保、空室のアパート（民間）の提供など、自治体のみで解決できない内容は、どんどん民間の会社等と協力し、きめ細かな支援を希望します。	A	被害者の住まいの確保に向けた情報収集・提供や、県営住宅の確保、要配慮者の入居についての住宅の登録制度など、被害者の住まいの確保について支援を行います。	32	
85	4	③中長期施設	民間団体はどれも、財政難で運営に四苦八苦しております。今後もDV被害者支援を続けていくには、行政からの財政面での支援拡大をお願いしたい。	A	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	33	
86	4	④メンタルケア	重点目標Ⅳ「自立支援の促進」 シェルター退所後、新たな地域で生活を始めるにあたり、心身が不安定で自ら助けを求めることが困難な被害者もいる。切れ目のない支援には、地域で官民が連携した体制が求められる。	A	被害者が自立し安定した生活を送ることができるよう、精神的なケアなどを実施している民間団体の自立支援活動への支援や、グループカウンセリングを通してダメージの軽減・回復を図るとともに将来的に自主的な自助グループ活動を行うことができるよう立ち上げの支援など、被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組みます。	33	
87	4	④メンタルケア	加害者を生み出さないためのDV未然防止の為に、被害者母子の心のケアをし、世代間連鎖をとめたい。専門家から心のケアが受けられるシステムを作る十分な予算が必要です。	A	被害者が自立し安定した生活を送ることができるよう、精神的なケアなどを実施している民間団体の自立支援活動への支援や、グループカウンセリングを通してダメージの軽減・回復を図るとともに将来的に自主的な自助グループ活動を行うことができるよう立ち上げの支援など、被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組みとともに、必要な予算措置を講じます。	33	
88	4	⑤女性保護施設	女性保護施設の利用がもっとあってもいいのではないかな。	A	被害者が自立に向けた適切な支援が受けられるよう、引き続き女性保護施設における支援に取り組みます。	34	
89	5	①連携	地域や民間の資源とつながることがもっと効果的と思う。	A	被害者の多様なニーズに対応するため、民間団体を含めた地域における関係機関との連携を一層深め、支援するよう努めます。	28	
90	5	①連携	施策の方向6（民間団体との連携支援）－①民間団体との連携－(4)中長期支援施設における自立支援、②民間団体への支援 行政だけでは厳しい支援も、民間団体と協働で、効果があげられます。しかし、「民間団体」そのものへの具体的な支援の取り組みがないと継続は難しい。 よろしくをお願いします。	A	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	33	
91	5	①連携	最近民間の団体が閉鎖したり、支援の内容を変更されると伺いました。同様に民間で支援にかかわっているものとしてそうならざるを得ない事、理解できる場所もありますが、何故存続の方向にいかなかったかという思いもあります。委託件数が減少していく中で、担い手の高齢化と担い手不足は、どこの施設でも同じ問題をかかえているのではないのでしょうか。24時間の見守り態勢は各自の思いだけでは限界があります。時代にあった新しい支援の在り方を模索する事も大切ですし、施設を維持するために何ができるか県としても考えていただけたらと思います。安心して次の世代にひきつぐためにもよろしくをお願いします。	A	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	33	
92	5	①連携	(P33) ②安定した生活に向けた支援(4) 地域における支援の中で、県外で支援を継続する場合、県外の機関関係の連携を整備してほしい。	A	重点目標Ⅴ－施策の方向5－③(2)「県による広域連携支援」に、被害者が居住する市町村等との調整などの連携について位置付けています。	38	
93	5	①連携	広域連携 居住を決めた自治体の生活保護のケースワーカーだけでなく、女性相談員にも被害者をつなぐこと。引きこもりの子どもや債務の相談ができないまま過ごしている当事者もいる。	A	切れ目のない被害者支援として、本人の了解を得たうえで継続的な見守りができるよう、情報の共有に取り組んでいます。	36	

意見 No.	重点目標区分	内容区分(※)	意見要旨	反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
94	5	①連携	広域連携 居住を決めた自治体の生活保護につなぐだけでなく、女性相談にもつなぐ。子どもや債務の相談ができずにいる被害者も少なくない。	A	切れ目のない被害者支援として、本人の了解を得たうえで継続的な見守りができるよう、情報の共有に取り組んでいます。	36	
95	5	②資質向上	DVの相談窓口相談している者です。相談員さんたちは親身になって相談してくれる方がほとんどですが、時々、新人なのか、前の相談員さんが言ったことと違うことを言ったりする方もいます。県では、相談員さんの訓練を充実させて、いつでも正確な対応ができるように指導していただきたいと思っています。	A	支援に当たる職務関係者への研修等の充実に取り組んでまいります。	38	
96	5	②資質向上	【支援者】 被害者加害者の支援は並ならぬ心身への負荷がある。支援者の待遇改善（例えば、支援者の常勤化やスキルアップの支援、SV機能の向上など）や有資格者による資質改善を望む。	A	支援に当たる職務関係者への研修等の充実に取り組んでまいります。	38	
97	5	②資質向上	各市町村自治体で被害者の相談や支援にあたる女性相談員や行政職員の人材育成、資質向上の徹底した研修を望みます。対応の配慮のなさゆえ、被害者にさらなる二次被害が生じています。担当する職員の専門性を高めるための医療や法律の専門家を招いての研修を充実して下さい。	A	支援に当たる職務関係者への研修等の充実に取り組んでまいります。	38	
98	5	②資質向上	人材育成・資質向上 女性相談員の採用にあたって、相談にあたる資質のある人材をどう確保していくのか、資質がなければ研修しても向上しない。よって安心して相談できる体制の整備は難しい。	A	採用段階から相談・支援にあたる職員の適性を見極めるとともに、採用後は支援に当たる職務関係者への研修等の充実に取り組んでまいります。	38	
99	5	③調査研究	神奈川県内のDV相談件数や警察（県内、全国）の認知件数が増加する一方で、一時保護を求める被害者は年々減少している傾向から、DV被害者がどのような支援を必要としているのか調査研究を早急に実施し、具体的な支援内容を示す必要がある。	A	寄せられた相談内容等から被害の実態や被害者の状況を把握するなど、被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。	39	
100	1	③加害行為抑制	DVに悩む男性のための相談実施 電話相談の限界を踏まえ、被害者支援のためにもDV加害者に対する更生プログラムの実践を行うこと。国は消極的で地方自治体の主体的な取り組みを待っている状態なので、県としてもプログラム実施に一步踏み出すこと。	C	加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取り組み状況等の把握に努めています。加害者更生プログラムについては、様々な意見や課題もある中、今後も国の調査研究結果等を踏まえながら、行政としての取り組みについて検討してまいります。	26	
101	5	③調査研究	様々な事情で経済困難に陥っている女性や母子は一時保護を通じて生活保護の支援を受けるが、婦人保護事業は売春防止法を根拠としており、現状の女性貧困問題とかけ離れている。男女の賃金格差、女性の非正規化、離婚後は専業主婦の時期はプランクと見なされる等母子家庭の低収入の問題は売春防止法では対応できないので廃止し、実情に即した自立支援法(仮)の策定を強く要望してもらいたい。	A	困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正または女性の保護に関する新たな法整備について、国に要望します。	39	
102	5	③調査研究	「売春防止法」による支援はもはや時代遅れ。早急に他の法律の制定に向けて、国に働きかけていくべき。	A	困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正または女性の保護に関する新たな法整備について、国に要望します。	39	
103	5	③調査研究	婦人保護施設は売春防止法を根拠法としているため、現状の女性貧困問題とかけ離れている。売春防止法を廃止し、実情に即した女性自立支援法(仮)制定を国に働きかけてほしい。	A	困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正または女性の保護に関する新たな法整備について、国に要望します。	39	
104	6	①プラン全般	【プラン名】 加害者も追加	D	プランの名称は、DV防止法が規定する配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画であることを示しています。	全体	

意見 No.	重点目標区分	内容区分(※)	意見要旨	反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
105	6	①プラン全般	女性支援の強化 同伴児に虐待がある場合には子ども自身にも保護命令がかけられるように すとか、加害者プログラムの義務化、被害者の気持ちにそった多様な支 援は、運用でできることもあるかと思ひます。	C	DV防止法に基づき、DV防止や被害者支援、 保護命令等に取り組んでおり、虐待を受けてい る同伴児童自身に対する保護命令、加害者プロ グラムの義務化などについて、被害者個々の状 況に応じた適切な支援を行っていますが、運用 による実施についてのご意見の趣旨は今後の取 組みの参考とします。	30	
106	6	①プラン全般	被害者支援についてはよく練られたプランだと思う。	A	プランに基づき被害者個々の状況に応じた相談 や一時保護等の被害者支援に取り組みます。	全体	
107	6	①プラン全般	被害がある場合はいかに早く支援を受けて加害者と抵触しない環境に転居 すべきです。子どもの転園、転校が可哀そうだからと避難しなかったり、 加害者の近くに逃げるのは最も危険です。	D	被害者や同伴児童の安全を最優先にした一時保 護を実施するとともに、転居だけではない被害 者本人の権利を擁護するための支援に取り組ん でいます。	32	
108	6	①プラン全般	DVへの具体案が盛り込まれていて参考にしたい。	A	暴力の未然防止とともに被害者を支援するた めの実効性のあるプランとして、被害者個々の状 況に応じた相談や一時保護等の被害者支援に取り 組みます。	全体	
109	6	①プラン全般	「かながわDV防止・被害者支援プラン」を読みました。大変わかりやす くまとまっていると思ひます。ただ果たしてこの様な長い文章をどの位 の人達が見てくれるのだろうかと考えてしまいます。 「DV」は確かに私達の身の回りに存在するものですが、なかなか 見抜けるものではありません。例え「そうだ!」と思っても個人情報保護 法で、人の内面に立ち入ることが難しい世の中です。警察であっても自治 体、民間団体でも何かしらの理由をもって、「殺人」が起こるまで、「結 局は何も出来なかった」ことが多過ぎます。”重点目標”が”評価”さ れ”結実”されることを切に望みます。	A	次期プランでは、DVを防止するにはDVの発 生を未然防止するという考え方から、DV発生 予防啓発冊子の作成やトレーニング・セミナー の実施などによる予防対策を進めるなどのDV 防止の取組みを強化するほか、早期発見に向 けた通報制度についての周知に取り組みます。 プランをより分かりやすく周知するため、冊子 以外に、ホームページ等による周知や、講座の開 催など、実効性のあるプランの取組みを実施し ます。	全体	
110	6	①プラン全般	西暦での説明はわかりやすいと思ひます。	A	西暦表記を含め、分かりやすいプランの策定を めざします。	全体	
111	6	①プラン全般	わかりづらいところは、P19(3)様々な支援の内容の4行目 「神奈川県で一時保護された被害者のうち、約6割が引き続き保護施設で 自立に向けた支援を受けています。」	A	ご指摘の箇所について、一時保護の退所先を示 すグラフと突合しやすしい表現に修正し、プラン 改定案に反映しました。	19	○ (19)
112	6	①プラン全般	H26年度～30年度の支援プランを見ると、色が紫だけで地味な印象。経費も かかるのでもう少し色を使うのはむずかしいですかね。	C	ご意見の趣旨は、プラン冊子作成の参考としま す。	全体	
113	6	①プラン全般	DV防止法により、相談や保護がなされてきているが、今後も一層、拡充 して取り組んで頂きたい。	A	暴力の未然防止とともに被害者を支援するた めの実効性のあるプランとして、被害者個々の状 況に応じた相談や一時保護等の被害者支援に取り 組みます。	全体	
114	6	①プラン全般	男女平等指数は下がりっぱなしの中で、「ジェンダー平等」の理念は大切 だと感じています。	A	本プラン及び「かながわ男女共同参画推進プラン (第4次)」は、人権が尊重される社会の実現 や暴力の根絶をめざして施策に取り組んでお り、ジェンダー平等と理念を共有しています。	2	
115	6	①プラン全般	一般向けの啓発にとどまらず、個別のケースに応じたケアを可能とする取 組みが必要だと感じています。	A	暴力の未然防止とともに被害者を支援するた めの実効性のあるプランとして、被害者個々の状 況に応じた相談や一時保護等の被害者支援に取り 組みます。	全体	
116	6	①プラン全般	時代と共に関係機関の連携が厚くなり、様々な角度からの支援の手が被害 者に明るい希望をもたらすものと期待します。	A	暴力の未然防止とともに被害者を支援するた めの実効性のあるプランとして、被害者個々の状 況に応じた相談や一時保護等の被害者支援に取り 組みます。	全体	
117	6	①プラン全般	全体に年数が古いままになっていませんか?3年前→4年前?・5年前→6年 前? 資料が古いままであることは、ありませんか?	E	現状と課題についての各グラフは、国や県、当 課で実施した調査について、直近の統計を利用 しています。	全体	

意見 No.	重点目標区分	内容区分(※)	意見要旨	反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
118	6	①プラン全般	「かながわDV防止・被害者支援プラン」の内容に加害者対応も含まれているため、「かながわDV防止・被害者支援・加害者対応プラン」など明確に提示してほしい。DV防止法が制定されてから20年近いのだから。	D	県では、加害行為への対応は、DV防止・被害者支援の一環と整理しています。プランの名称は、DV防止法が規定する配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画であることを示しています。	全体	
119	6	①プラン全般	暴力防止に向けた取組みの強化 ①学校教育における取組みの強化。 ②個々のケースに応じた取組み。 ③教職員への研修の強化。	A	中学生・高校生向けデートDV啓発資料や、教職員向け県立学校人権教育研修講座等の実施など、DV防止に向け、若年層をはじめとして広く県民への啓発活動を行うとともに、相談や保護、自立支援等において、被害者の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。	25 27 29	
120	6	②用語の定義	親子や兄弟でのDVもあるので取り上げた方がいい。	B	DV防止法を踏まえて、本プランはDVを「配偶者等からの暴力」と定義しています。なお、あらゆる暴力の根絶に向けて、本プランを構成事業として位置付けている「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」において取り組んでいます。	「用語の定義」ページ	
121	6	②用語の定義	【DVの内容】 刃物で脅す、物を壊す投げ付ける、行動制限などの追加	A	ご意見にあげていただいた精神的暴力や身体的暴力、社会的暴力の事例を含め、暴力には様々な形態が存在し、その全てを例として記載することは紙面の都合上難しいため、本プランにおいては、県配偶者暴力相談支援センターが受けている相談を暴力の種類別に分類し公表している記者発表資料に基づいた事例を記載しています。	「用語の定義」ページ	
122	6	②用語の定義	目次のあとの「本計画における主な用語の使用」は「本計画における主な用語の説明」と修正してはどうでしょうか。なお、*1に「軽微な場合は除く」とありますが、具体的な事例を記載して下さると分かりやすくなると思います。また、神奈川県はこの軽微な場合も含めるのでしょうか？ 明記して下さると幸いです。	A	ご意見の趣旨を踏まえて修正することとし、プラン改定案に反映しました。なお、「軽微な場合」については、個々のケースにもよると考えられるため、本プランにおいては具体的な事例ではなく、内閣府ホームページにおける「配偶者暴力防止法に関するQ&A」の内容に基づき記載しています。	「用語の定義」ページ	○（「用語の定義」ページ）
123	6	②用語の定義	ドメスティックバイオレンスの意味は家庭の中でおきていることをいう意味がある。DVは夫婦対象であるが、現在親子間、兄妹間の暴力、虐待が増大している。夫婦のみでなく家庭内の暴力も対象にする必要を感じる。	B	DV防止法を踏まえて、本プランはDVを「配偶者等からの暴力」と定義しています。なお、あらゆる暴力の根絶に向けて、本プランを構成事業として位置付けている「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」において取り組んでいます。	「用語の定義」ページ	
124	6	②用語の定義	パートナーとのDVが子ども虐待と認められ、早めの連携がとられたように、家族間の暴力にも保護や自立支援があってほしい。	B	DV防止法を踏まえて、本プランはDVを「配偶者等からの暴力」と定義しています。なお、あらゆる暴力の根絶に向けて、本プランを構成事業として位置付けている「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」において取り組んでいます。	「用語の定義」ページ	
125	6	③数値目標	目標値が実現できるかどうか、関連機関の努力を期待したい。	A	目標値の実現をめざし、DV防止と被害者支援の取組みを強化します。	全体	
126	6	③数値目標	現状値（2017年度）にバラつきがあるにも関わらず、目標値100%の達成年度が2022年度と同一になっているのに若干の違和感を覚えました。2022年度を待たずしても100%達成を目指す項目があってもよいのではないのでしょうか。	B	プランの計画期間における進捗の成果として、最新値を把握するため、5年毎に実施する県民ニーズ調査（課題調査）や、毎年度実施する市町村施策調査の実施年度に合わせて、目標値及び目標年度を設定していますが、ご意見の趣旨を踏まえて、毎年度最新値を把握できる項目については、毎年度、進捗状況を最新値で把握してまいります。	40	
127	7	DV支援措置	DV支援措置は、女性被害者と想定したものが殆どであり、予算も多く付けられている。また、行政の行うDV措置は先に申告したものを被害者、申告された方を一方的に加害者とし、事実確認が行われないため本人が知らない間に加害者とされている。 そしてDV支援措置を受けるにあたっては、証拠が必要ないことから、少し知識のある人や弁護士は、離婚を有利にするためにDVを申立てるケースが多々ある。所謂、でっち上げDVである。 虚偽によるDV申告は罰則がないため、利益優先の弁護士によって何の躊躇もなく利用する。弁護士は法制度の欠陥を突くのが手法のひとつなので、虚偽であっても何ら後ろめたさはないのである。 この場合において、行政はでっち上げDVIに加担しており、何の罪もない国民を苦しめることになる。 更に言うと、行政は申告者を守る建前により盲目になっており、相手方の人権が犯され、場合によっては職を失う現実を行政機関は知っているのであろうか。 以上において、悪戯にDV支援措置を強化しないことを望む	D	DV支援措置は、DV防止法や国の基本方針等に基づいて実施しています。ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	全体	

意見 No.	重点目標区分	内容区分(※)	意見要旨	反映区分	県の考え方	素案該当ページ	改定案に反映
128	7	DV支援措置	現状、DV支援は申告するか否かで、我慢したほうが損をする制度となっている。相談員の指導として相談者を否定せず傾聴に心がける等があるが、これによって相談者は自分の考えはすべて正しく、悪いのはすべて相手だと思込むようになる。この点も対策として裏目になっており、制度のあり方の見直しが必要と考えている。	D	DV支援制度は、DV防止法や国の基本方針等に基づく内容となっています。また、相談・支援に対応する職員が、能力や経験に応じた研修を受講することで資質が向上できるよう、研修体制を強化します。ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	全体	
129	7	DV対策	DVの定義として、精神的、経済的DVがあるが、これらは弁が立ち、家計を預かる女性のほうが多いと考えられる。共同生活である以上、誰かに気を使い、我慢するのは当たり前であり、それは社会生活においても同じである。暴力などの身体的なことを中心に取り扱い、行政が家庭のことに深く入り過ぎるのは家庭を助長することに繋がるので、最小限の援助とすべきではないでしょうか。	D	DV防止法において、身体的暴力だけでなく、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」もDVにあたりと定義されています。DVを受けることは個人の尊厳を害し男女平等の妨げとなるもので、男女を問わずDVの根絶に向けて取り組む必要があります。ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	全体	
130	7	DVの原因	酷いプランで話になりません。これを作成した人を即懲戒するべきです。DVは、男女共同参画事業でやっている、フェミニストカウンセリングや、自己表現プログラムが原因なので、すぐにやめていただく必要があります。不和になった場合、弁護士が入ると、離婚に導かれるため、弁護士を極力排除して温和な性格のご夫婦に、仲裁役を長くやってもらう事が大切だと思います。また、中国共産党が行っている家族解体の人権侵害をよく勉強できるような、映画の上映もしたほうが良いと思います。何より日本人の家族がまとまる事が、現代の危機的な状況には重要かつ必要です。夫婦双方が争いから目をそらして、子供の成長に注視するように、工作人員のいるようなサークル活動は停止させて、男女共同参画センターに、プレイルームや喫茶室などの場所を提供すれば良いと思います。お年寄りを含めた三世代が楽しめるようなスペースを提供すれば自然とDVはなくなります。	D	女性と男性がお互いを尊重しあう男女共同参画社会を実現するため、DVの根絶に向けて取り組んでまいります。ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	全体	
131	7	DV防止法・DV統計	DV防止法の前文にある「多くの場合、被害者は女性である。」という表記は、憲法における男女平等に反しており法律において、このような表記は違憲である。DV防止法が成立するときの調査は、女性を中心に行っており調査方法自体が信頼度の低いものである。男性悪として、DV防止法の成立を目指していたのは、ウィメンズやシェルターネットのフェミニスト団体であり、こういった機関が提出してきた調査を信用してDV対策をとっていくのは、中立性に欠けるものであり、男女共同参画が目指している男女平等からはほど遠い。	D	女性保護事業は、DV防止法や国の基本方針等に基づいて実施しています。ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	全体	